

米原市特別職報酬等審議会次第

日時：令和6年10月9日（水）午後7時から
場所：米原市役所本庁舎3階 会議室3-A

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 委嘱状交付
- 4 自己紹介
- 5 会長の選出
会 長：
- 6 諮問書の手交
諮問事項：米原市議会の議員報酬の額について
- 7 審議事項
米原市議会の議員報酬の額について
- 8 その他
- 9 閉会

【資料】

- ・米原市特別職報酬等審議会委員名簿
- ・米原市特別職報酬等審議会規則
- ・第1回米原市特別職報酬等審議会資料
- ・参考：議員報酬改定に向け、米原市特別職報酬等審議会への諮問について（依頼）
- ・参考：米原市議会議員の議員報酬、議員定数および政務活動費の在り方について（答申）

米原市特別職報酬等審議会委員名簿

五十音順、敬称略

	氏 名	所 属 等
1	い ぐち みつぐ 井 口 貢	同志社大学政策学部教授
2	し みず けい こ 清 水 啓 子	なでしこネット
3	と だ わたる 戸 田 瓦	元米原市消防団長
4	の いしき ま り 野一色 真 理	米原市商工会女性部 副部長
5	ひがし の たかし 東 野 孝	米原市金融協議会 長浜信用金庫米原支店 支店長
6	ろく ぼう ゆたか 六 坊 豊	米原市自治会連絡協議会 理事 山東地域自治会連絡協議会副会長 池下自治会長

事務局

所 属	氏 名
総務部	宮 川 巖
総務課	小 島 一 高
	吉 井 興 平
	小 川 圭 子

○米原市特別職報酬等審議会規則

平成28年4月1日

規則第67号

(趣旨)

第1条 この規則は、米原市付属機関設置条例(平成28年米原市条例第3号)第2条の規定により設置する米原市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(諮問)

第2条 市長は、議会の議員報酬の額ならびに市長、副市長および教育長の給料の額(以下「特別職報酬等の額」という。)に関する条例を提出しようとするときは、あらかじめ、当該特別職報酬等の額について審議会に諮問するものとする。

2 市長は、前項に規定するもののほか、特に必要と認める事項について諮問することができる。

(会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律

(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定により引き続き教育長が在職する場合においては、第2条第1項の規定の適用については、同項中「市長、副市長および教育長」とあるのは、「市長および副市長」とする。

(会議の招集)

- 3 米原市付属機関設置条例第4条第2項に規定する委嘱後初めて開かれる会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

第 1 回米原市特別職報酬等審議会資料

1 市議会の役割

市議会は、市の代表機関として、さまざまな権限が与えられ、仕事をしています。その主なものは、次のとおりです。

(1) 議決

市長や議員、委員会から提出された議案などを審議し、地方公共団体の意思を決定します。このことを議決といい、議決する事項は、地方自治法第 96 条に定められています。その主なものは次のとおりです。

- ① 条例の制定、改正、廃止をすること
- ② 予算を定めること
- ③ 決算を認定すること
- ④ 市の税金の賦課徴収、分担金、使用料、加入金、手数料などの徴収に関すること
- ⑤ 条例で定める額（1 億 5 千万円）以上の工事などの契約を締結すること
- ⑥ 市の財産を交換したり、譲渡したり、貸し付けること
- ⑦ 条例で定める額（2 千万円）以上の財産の取得や処分を決めること
- ⑧ 権利を放棄すること
- ⑨ その他、法律や条例などにより市議会の権限とされている事項

(2) 選挙・同意

市議会の議長・副議長や選挙管理委員などの選挙をしたり、市長が副市長・監査委員などを選任する際に同意を与えます。

(3) 調査・検査

市の仕事が適正に行われているか監視するため、関係者に出頭・証言、記録提出を求め、書類を検査したり、監査委員に監査請求を求めたり、調査することができます。

(4) 意見書提出

国や県の仕事に関しての市民生活に関係する問題について、その実現を図るため、国や県などに意見書を提出します。

(5) 請願・陳情の受理

市政についての要望を請願書・陳情書という文書で受理し、必要がある場合には、市長などにその実現を求めます。



2 議員報酬とは

(1) 地方自治法

第 203 条第 1 項

普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。

第 203 条第 4 項

議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

(2) 米原市議会の議員の議員報酬等に関する条例

第 2 条 議員の議員報酬の額は、次のとおりとする。

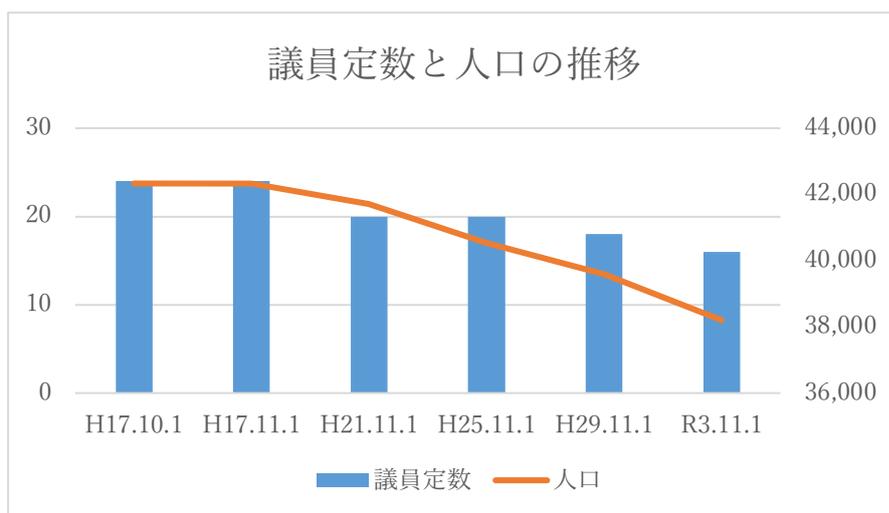
(1) 議長 月額 400,000 円

(2) 副議長 月額 330,000 円

(3) 議員(議長および副議長を除く。) 月額 300,000 円

3 米原市議会議員の議員定数と人口の推移

議員の任期	議員定数 (人)	人口 (任期開始時点：人)
H17. 10. 1～H17. 10. 31	24 (在任特例 55)	42,330
H17. 11. 1～H21. 10. 31	24	42,319
H21. 11. 1～H25. 10. 31	20	41,704
H25. 11. 1～H29. 10. 31	20	40,537
H29. 11. 1～R3. 10. 31	18	39,589
R3. 11. 1～R7. 10. 31	16	38,202



平成 17 年 10 月 1 日の合併当時と現在の任期の開始時点である令和 3 年 11 月 1 日を比べると、人口は 4,128 人減少し、議員定数は 8 人減となっています。議員定数の削減は議会改革の取組のひとつとして市議会から提案されました。

4 米原市議会の議員報酬の額の変遷と現状

適用年月日	報酬月額（円）※			改定の内容
	議長	副議長	議員	
H17. 2. 14	295, 000	220, 000	200, 000	・ 議員在任特例期間中
H17. 11. 1	350, 000	270, 000	250, 000	・ 報酬増額改正（本条例） （H17. 9. 27 可決）
H21. 11. 1	350, 000 (400, 000)	270, 000 (330, 000)	250, 000 (300, 000)	・ 米原市特別職報酬等審議会答申 （H20. 3. 18） ・ 報酬増額改正（本条例） （H21. 3. 27 可決） ・ 額の据え置き特例条例 （H21. 3. 27 可決） ・ 額の据え置き1年延期改正条例 （H21. 12. 15 可決）
H23. 11. 1	360, 000 (400, 000)	297, 000 (330, 000)	270, 000 (300, 000)	・ 10%引き下げ特例条例（任期まで） （H23. 9. 5 可決）
H25. 11. 1	360, 000 (400, 000)	297, 000 (330, 000)	270, 000 (300, 000)	・ 10%引き下げ特例条例（3年延長） （H25. 9. 24 可決）
H27. 7. 1	400, 000	330, 000	300, 000	・ 10%引き下げ特例条例の廃止 （H27. 5. 29 可決）

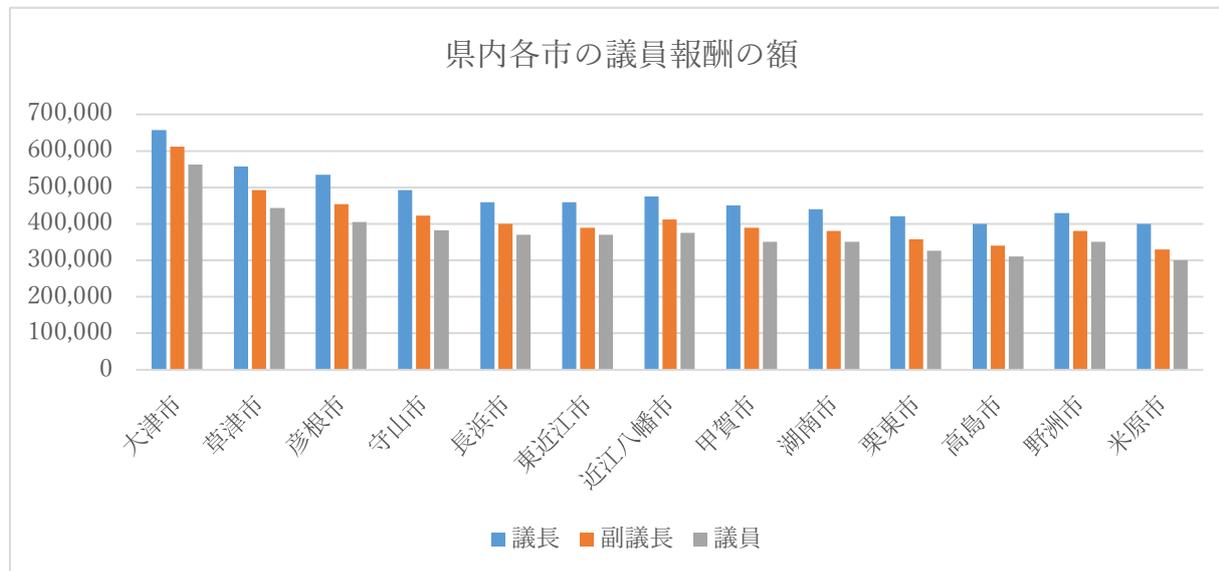
※（ ）内の数値は本条例の金額です。

平成 17 年 2 月に米原市が誕生して以降、平成 17 年 11 月と平成 21 年 11 月にそれぞれ 50, 000 円の増額改定をしています。

5 県内各市の議員報酬額の状況

令和6年4月現在

自治体名	報酬月額（円）			議員定数 （人）	人口 （人）
	議長	副議長	議員		
大津市	657,000	611,000	563,000	38	343,371
草津市	558,000	492,000	443,000	24	139,323
彦根市	534,000	454,000	405,000	24	110,842
守山市	492,000	422,000	382,000	20	85,745
長浜市	460,000	400,000	370,000	22	113,297
東近江市	460,000	390,000	370,000	25	111,599
近江八幡市	475,000	412,000	376,000	22	81,782
甲賀市	450,000	390,000	350,000	24	88,204
湖南市	440,000	380,000	350,000	18	54,069
栗東市	420,000	357,000	325,500	18	70,455
高島市	400,000	340,000	310,000	18	45,379
野洲市	430,000	380,000	350,000	18	50,691
米原市	400,000	330,000	300,000	16	37,165



米原市議会の議員報酬の額は、県内13市の中で一番低い額となっています。

近年の報酬額の改定状況としては、近江八幡市において、令和5年5月に議員を360,000円から16,000円増額し376,000円に、副議長を400,000円から12,000円増額し412,000円に、議長を455,000円から20,000円増額し475,000円に改定されています。また、野洲市においては、平成31年1月に議長・副議長・議員ともにそれぞれ50,000円増額し、議員を300,000円から350,000円に、副議長を330,000円から380,000円に、議長を380,000円から430,000円に改定されています。

6 全国の市における議員報酬の状況

(1) 全国の市における議員報酬の平均額

単位：円（月額）

	市数	議長	副議長	議員
R5. 12. 31 現在	815	520,000	460,000	425,000
R4. 12. 31 現在	815	518,000	458,000	423,000
R3. 12. 31 現在	815	518,000	458,000	423,000
R2. 12. 31 現在	815	515,000	455,000	420,000
R1. 12. 31 現在	815	518,000	458,000	423,000

[全国市議会議長会：市議会議員報酬に関する調査結果から]

(2) 全国の人口5万人未満の市における議員報酬の平均額

単位：円（月額）

	市数	議長	副議長	議員
R5. 12. 31 現在	300	418,000	362,000	337,000
R4. 12. 31 現在	297	416,000	360,000	335,000
R3. 12. 31 現在	287	415,000	359,000	334,000
R2. 12. 31 現在	280	413,000	357,000	332,000
R1. 12. 31 現在	277	414,000	358,000	333,000

[全国市議会議長会：市議会議員報酬に関する調査結果から]

米原市	400,000	330,000	300,000
-----	---------	---------	---------

全国の市における議員報酬の平均額は、過去5年間に於いて、令和2年に議長、副議長、議員ともに3,000円の減額となっていますが、令和2年から令和5年までにかけて議長、副議長、議員ともに5,000円の増額となっています。

また、米原市と同規模である全国の人口5万人未満の市における議員報酬の平均額は、全国平均額と同様に、過去5年間に於いて令和2年に1,000円減額となっていますが、令和2年から令和5年にかけては5,000円の増額となっています。

令和2年に減額となった要因は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が影響していると考えられます。

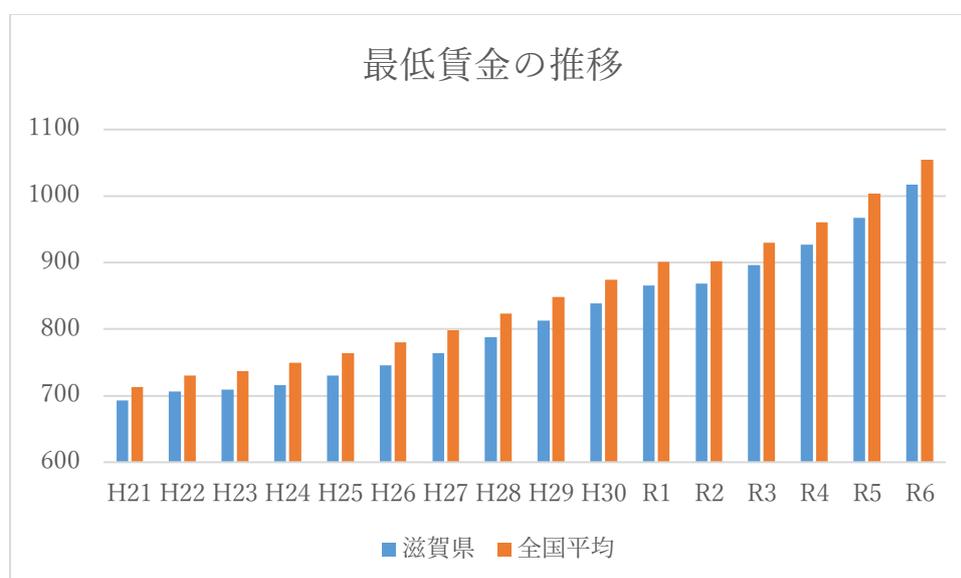
また、米原市の議員報酬の額と全国の人口5万人未満の市における議員報酬の平均額を比較すると、令和5年において米原市の方が議長において18,000円、副議長において32,000円、議員においては37,000円低い状況となっています。

7 最低賃金の推移

単位：円

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
滋賀県	693	706	709	716	730	746	764	788
全国平均	713	730	737	749	764	780	798	823

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
滋賀県	813	839	866	868	896	927	967	1,017
全国平均	848	874	901	902	930	961	1,004	1,055



最低賃金は毎年見直しがされており、前回、議員報酬の改定が行われた平成21年と令和6年を比べると滋賀県において46.8%の引上率となっています。

最低賃金においても、6で述べたように新型コロナウイルス感染症の拡大により令和元年から令和2年は横ばい状態ですが、令和2年から令和6年までの引上率は17.2%と大きくなっています。

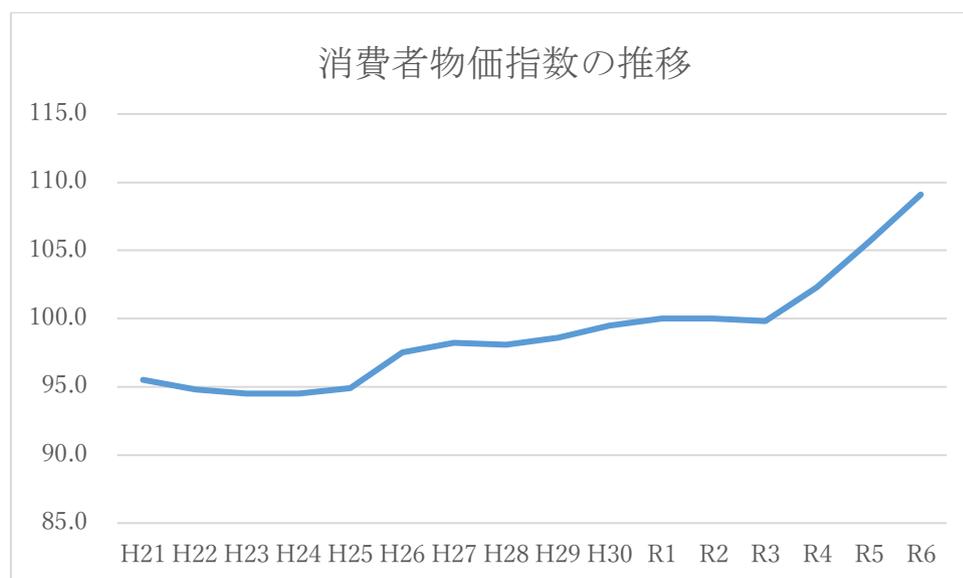
8 消費者物価指数の推移

令和2年=100

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
総合	95.5	94.8	94.5	94.5	94.9	97.5	98.2	98.1

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
総合	98.6	99.5	100.0	100.0	99.8	102.3	105.6	109.1

[総務省「消費者物価指数」から]



消費者物価指数とは、全国の世帯が購入する家計に係る財およびサービスの価格等を総合した物価の変動を時系列的に測定するものです。すなわち家計の消費構造を一定のものに固定し、これに要する費用が、物価の変動によって、どう変化するかを数値化したものです。指数計算に採用している各品目のウェイトは総務省統計局実施の家計調査の結果に基づいています。品目の価格は各種経済施策や年金の改定などに利用されています。

前回、議員報酬が改定された平成21年から令和6年までの上昇率は13.6%となっています。

9 米原市議会議員の活動状況

会議等	活動日数（日）			
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
定例会本会議	17	17	18	17
臨時会本会議	2	1	3	3
常任委員会（※1）	55	47	58	34
特別委員会（※2）	10	7	14	14
議会運営委員会	17	19	18	18
議員全員協議会	20	17	19	15
協議等の場	22	25	25	34
意見交換会等	1	2	1	1
計	144	135	156	136

[米原市議会概要から]

- ※1 常任委員会は、総務産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、予算・決算常任委員会の3つの委員会があります。本会議で付託された議案や請願などを審査します。
- ※2 特別委員会は、特定の問題に関する審査や調査研究などを行うために、必要に応じて本会議の議決によって設置される委員会で、米原駅東口駅前開発特別委員会があります。

議案等件数	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
市長提出	182	129	109	130
議員・委員会提出	8	18	13	13
計	190	147	122	139

[米原市議会概要から]

米原市議会議員の活動状況については、年間4回の定例会を中心に、議会が開会されていない閉会中においても特別委員会や議会運営委員会、議員全員協議会や委員会協議会などの協議等の場を開会し、活動されています。

10 米原市議会の議会改革の状況

(1) 議会における政策的条例の制定

施行期日	条例等の名称	概要
平成25年11月1日	米原市議会議会基本条例	自治体は、2000年の地方分権一括法施行以来、自主的・自立的な自治体経営が求められる時代となりました。そういった中で、議会基本条例を定めることにより、議会および議員の活動原則を明らかにし、公正・公平な議会運営を図り、本市の発展に寄与することを目的に条例を制定しました。
平成28年2月25日	米原市議会政治倫理条例	米原市議会議員の守るべき政治倫理基準等を定めることにより、清潔で民主的な市政の発展に寄与することを目的に条例を制定しています。
令和3年3月8日	米原市議会の議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例	地方自治法上では、議員が長期に欠席した場合において、議員報酬を減額支給することができる規定等はありません。 この条例は、議員が長期欠席をした場合や逮捕等により身体を拘束された場合における議員報酬等の取扱いに関し、事前に備えるために条例を制定しました。

[議会事務局提供資料]

(2) 議会活動に関する改革・改善の動き

期日	項目	概要
令和元年11月	議員タブレットの導入とペーパーレス化の実現	平成30年から議会ICT化推進PTを立ち上げ、タブレットの導入について検討を行ってきました。検討結果を受けて、令和元年11月からタブレットを導入しています。
令和3年	議会の見える化に関する改善	新庁舎が稼働し、議場も新しくなったことに伴い、議場システムを活用した一般質問等の見える化(質問項目のテロップ表示)を実践しています。また、このことと関連し、一般質問等の執行機関への通告について、質問の意図や背景、質問事項の詳細な内容を記述する様式に改善しました。 また、議会だよりの内容について不断の改善を行い、情報発信に努めるとともに、さらには、伊吹山テレビによる委員会のトピックス放送を実施し、議会の広報活動を行っています。
令和4年	議会デジタル化広聴推進委員会の取組み	若者の意見を議会に取り入れるため、実証実験を兼ね、県立米原高等学校生徒会の生徒さんとワークショップを開催しました。数回にわたるワークショップでは、議員と生徒さんがチームを組み、市の課題と解決策等について話し合いました。
令和5年	予算・決算常任委員会の設置と委員間討議の仕組みを導入	予算および決算の案件について、決算審査時の視点を翌年度以降の予算編成に役立たせる仕組みとして、予算・決算常任委員会を設置しました。また、同委員会においては、委員間での関連な議論を促すべく、委員間討議の仕組みを導入しました。

[議会事務局提供資料]



米議会第 11 号
令和6年1月31日

米原市長 平尾道雄様

米原市議会議長 矢野邦昭



議員報酬改定に向け、米原市特別職報酬等審議会への諮問について（依頼）

晩冬の候、貴職におかれましては益々御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市議会の運営に格別の御理解と御協力を賜っておりますことに対し、厚く御礼申し上げます。

さて、本市議会では、米原市議会基本条例の規定に基づき、令和2年7月22日に「米原市議会議員の議員報酬等の在り方に関する審議会」を設置し、議員報酬、議員定数および政務活動費の在り方について諮問いたしました。同年10月27日には、同審議会から別添「米原市議会議員の議員報酬、議員定数および政務活動費の在り方について」答申（以下「令和2年答申」という。）していただきました。

複雑・多様化する現代社会において、本市の意思決定機関としての議会の役割は、ますます重要になっており、議員の担い手には、社会の変遷に柔軟に対応できる人材が必要となってきております。また、議員の職責も名誉職から専門職へとその性質が大きく変遷してきております。

令和2年に諮問を行った背景には、若者や女性も含め、多様な人材が議員として活躍することができるようにすること、また、本市議会議員の議員報酬が平成20年3月の米原市特別職報酬等審議会（以下「市長の報酬審議会」という。）の答申から改定がなされていないことなどから、議員定数の在り方とあわせ、諮問いたしました次第です。

議会では、この間、令和2年答申に基づき、議員定数の削減を行い、令和3年11月の任期から、議員定数を16人といたしました。また、政務活動費については、さらなる政務活動の活発化を図るため、その用途の状況等を検証した上で、段階的に増額する改定を行ってきたところです。

一方、議員報酬については、令和2年当時がコロナ禍でもあったことから、直ちに市長の報酬審議会への諮問を市長にお願いすることはいたしませんでした。

新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、また、原油価格高騰等に伴う物価高など、懸念される状況はあるものの、公務員給与の増額に係る人事院勧告令や、民間企業においてもベースアップの兆しが報じられるなど、一定、経済情勢の好転が認められることなどから、今般、市長に対し、市長の報酬審議会への諮問をお願いする運びとなったと

ころです。

令和2年答申では、議員の職責が、より専門化・專業化している現代においては、議員報酬は生活給としての性格が色濃くなっており、専門的な議会活動を行うためには、しっかりとした生活基盤が必要であり、議員報酬を増額することは合理的であるとの御意見や、より多くの主体が議会に参画しやすい環境を整備する必要がある等の御意見をいただいております。また、議会においては、米原市議会基本条例や米原市議会議員政治倫理条例の制定、さらには、令和2年答申でいただいた御意見を踏まえ、常任委員会における委員間討議の取組や、市民に、より分かりやすい一般質問への取組など、様々な議会改革を行ってきたところです。

議会といたしましては、本市の意思決定機関として、今後も議会改革に邁進してまいりる所存です。

市長におかれましては、上記の趣旨をお含みいただき、議員報酬の改定に関し、市長の報酬審議会への諮問について、特段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、議会といたしましては、令和7年4月1日からの議員報酬の改定を希望しておりますことを申し添えます。



令和2年10月27日

米原市議会議長 吉田 周一郎 様

米原市議会議員の議員報酬等の
在り方に関する審議会

会長 横山 幸司

米原市議会議員の議員報酬、議員定数および政務活動費の在り方について (答申)

令和2年7月22日付け米議会第46号で貴職から諮問のあった議員報酬、議員定数および政務活動費の在り方について、本審議会は、令和2年7月22日、8月20日、9月10日、10月6日、10月27日の5回にわたり慎重に審議を行いました。

その結果について、下記のとおり答申します。

記

1 本文

(1) 議員報酬について

議員報酬については、次のとおり改定することが望ましい。

議員報酬の額

議長 月額 410,000 円

副議長 月額 350,000 円

議員 (議長および副議長を除く。) 月額 330,000 円。

(2) 議員定数について

議員定数については、16人に改定することが望ましい。

(3) 政務活動費について

政務活動費については、現行額から月額 5,000 円増額の月額 15,000 円 (年額 180,000 円) までの範囲で見直すことが望ましい。

2 答申理由

(1) はじめに

米原市議会議員の議員報酬については、平成20年3月に米原市特別職報酬等審議会の答申に基づき改定されましたが、その後見直しが行われていません。また、政務

活動費については、平成 17 年の合併以降見直しは行われないうまま現在に至っています。

一方、議員定数については、平成 21 年 10 月の一般選挙から、24 人から 4 人減員して 20 人へ、平成 29 年 10 月の一般選挙から、20 人から 18 人へとさらに 2 人減員されています。平成 29 年の減員については「米原市議会議員の報酬および定数の在り方に関する審議会」からの答申を参酌されたものであり、その答申では「米原市として相応しい議員定数の見直しを引き続き検討されたい」との付帯意見がありました。

このような中、全国的に少子高齢化が急速に進み、米原市における人口は、平成 27 年の国勢調査では 38,719 人と 4 万人を大きく下回り、合併時の平成 17 年と比較すると約 2,300 人減少しています。また、時代の移り変わりとともに議員報酬の性質も変化してきており、名誉職から専門職へと、その存在意義が変わってきています。このことから、議員の活動が年々複雑化・多様化している現状があります。

こうした市議会議員を取り巻く環境の変化などを踏まえ、本市の議員報酬、議員定数および政務活動費について、現状における適正な水準を審議しました。

(2) 見直しに当たっての視点

議員報酬、議員定数および政務活動費の適正な水準の検討に当たり、本審議会としてどのような考え方をすべきか、審議の過程において各委員から次のような意見が出されました。

- ア 現代社会における自治体議員の性格は、より専門化しており、また専門化している。これにより議員報酬も生活給としての一面も有するようになっている。このことから、報酬額を、地方公務員の水準と比較して増額することは合理的ではないか。
- イ 報酬を増額することも視野に入れ、より多くの主体が議会に参画しやすい環境を整備する必要があるのではないか。
- ウ 時代の変化や県内他自治体や類似団体の動向も参酌し、議員定数および議員報酬の不断の見直しを図る必要がある。
- エ 専門的な活動を行うためにはしっかりと生活基盤が必要である。報酬の増額は検討すべきである。
- オ 市民に信頼される議会像を目指し、議員の質を向上させていく必要がある。
- カ 議員は、市民が安全・安心に暮らしていけるよう、議員活動に専念し、市民の負託に応えるよう努めなければならない。
- キ だれもが参画しやすい議会を目指すため、議会や議員を魅力ある姿に変えていかなければならない。
- ク 小規模自治体で起きている議員のなり手不足問題にも留意する必要がある。

- ケ 議員や会派の活動の充実を図るため、政務活動費の増額も検討する必要がある。
 さらに、政務活動の成果を施策につなげ、その見える化のスキームを構築する必要がある。
- コ 行財政改革の視点も踏まえ、予算の膨張を防ぎつつも充実した議会活動ができる体制を整えなければならない。

(3) 検証結果

見直しに当たっての視点に基づき検証を行った結果、次のような課題が見えてきました。

構成	① 女性議員が少ない。 ② 40歳未満の議員がいない。 ③ 60歳以上の議員が圧倒的に多いことから、若い世代から見て議員は魅力がないのではないか。
議員・議会活動	① 議員の年齢層から、子育て世代や若い世代が抱えている課題の共有が図りにくく、子育て世帯の声が届きにくい。 ② 一般質問のその後が追えていない。 ③ 議会報告会、意見交換会等の実施が少ない。 ④ 議員提案の議案数が少ない。また、政策討論の機会が少ない。 ⑤ 災害時におけるチェック機能が必要である。 ⑥ 小さい地域ではなく、市域全域の議論が必要である。
政務活動費	① 広報費の割合が多く、研修費の割合が少ない ② 議会活動の質の向上や充実の見える化を図る必要がある。

また、課題解決のためには、次のようなことが必要ではないかとの意見が出されました。

①	議員および議会全体の質の向上
②	政策の議論を重ね、議会からの積極的な提案
③	議会および議員が現場において市民の意見を聴く場の制度化
④	議員活動の見える化
⑤	若い世代や女性が議員として立候補しやすい環境の整備
⑥	議員の地位の変遷の認識と専門職としての新たな議員像の共有

さらに、課題解決のためには、次のような具体策を講じる必要があるのではないかと
の意見が出されました。

①	的確な質問をするための研修会を実施する。
②	専門家を招いて勉強会を行い、施策の立案、機能の向上を図る。
③	例えば、議会サポーター制度など、専門的な知見や市民ニーズを取り入れやすいスキームを構築する。
④	専門家や担当者を交えて政策議論するなど、政策討論の機会を制度化する。
⑤	例えば、行財政改革に関する特別委員会を設置し、チェック機能を強化するなど、より専門的な機能の充実を図る。
⑥	議会改革を推進し、市民と議会の距離を縮める。
⑦	議会報告会や意見交換会などを通じて、市民ニーズの把握に努める。
⑧	実行を約束した政策については、継続的に達成度を公表する。
⑨	政務活動費を活用し、より専門的な知見の習得を図る。
⑩	時代の変化に応じた報酬の見直しなど、多くの主体が立候補できる環境の整備を図る。

上記の内容を踏まえた上で、議員報酬、議員定数および政務活動費について、以下のような結論に至りました。

ア 議員報酬について

本市の議員報酬は、全国と同規模都市と比べると下位の水準にあり、県内の他市と比べた場合も低い水準にあります。また、平成20年から今日まで据え置かれている現状、議会・議員活動の充実を図る上でも増額改定が望ましいのではないかと考えました。

しかし、本市の財政状況から勘案すると大幅な増額は困難であることから、人口5万人未満の市の市議会議員の平均報酬月額程度（議長410,000円、副議長350,000円、議員330,000円）が妥当ではないかとの結論に至りました。

ただし、市民に開かれた議会を目指し、議会改革の推進と課題解決に向けた具体策を講じ、積極的な議会改革に取り組まれることを求めます。

イ 議員定数について

本市の議員定数は、全国と同規模都市と比べると上位の水準にあり、県内の他市と比べても人口規模から見ると高い水準にあります。平成17年の合併以降、2回の減員を経て、現在の定数18人となっているわけですが、平成29年に設置された「米原市議会議員の報酬および定数の在り方に関する審議会」からの答申では「今回の議員定数の見直しは1つの通過点として、更なる削減を求める意見もあるこ

とから、米原市として相応しい議員定数の見直しを引き続き検討されたい」との意見が付されていきました。

本審議会としても、この点を考慮しつつ、人口や面積、また議員報酬との関連を審議し、現時点では現在の定数から2人減じた16人が望ましいとの結論に至りました。

ウ 政務活動費について

本市の政務活動費は全国と同規模都市と比べると低い水準にあり、県内の他市と比べても下位の水準にあります。しかしながら、毎年度の政務活動費の収支状況を確認すると、返還している会派等もあります。一方、使途としては広報費等に大部分が使われており、資質向上のための研修費等への支出が少ない状況がありました。

この状況を分析し、政務活動費が低い水準にあるため研修費等への十分な支出ができないのではないかと意見がありました。このことから、議員一人一人が市民に寄り添い、より一層の市民福祉の向上に寄与するため、高度な識見とより専門的な知識を兼ね備える努力を不断に行うとともに、会派・議員活動の在り方と議会改革の推進等の検証を行った上で、現行額から月額5,000円増額の月額15,000円（年額180,000円）までの範囲で見直すことが望ましいのではないかと結論に至りました。

3 付帯意見

本審議会は、新型コロナウイルス感染症禍という状況の中でありましたが、委員一同真摯に審議を行い、議会のあるべき姿、未来像をも議論し、その上で望ましい姿を判断し、結論を出したものです。

議会におかれましては、新型コロナウイルス感染症の影響等を見極めながら検討を進められることを望みます。

また、議員の今日的な性格が、より専門性を成し、公務としての議員活動も複雑化していることから、より専門的な知見の習得も含め、より市民に開かれた議会、多様な主体が参画できる議会をめざし、さらなる発展をされることを望みます。

なお、議員定数にあっては、人口や経済・社会情勢等を勘案しつつ、引き続き本市として適正な人数の検証を行われるよう希望します。

4 その他の意見

本審議会の答申内容は3 付帯意見までです。しかし、議論の経過において以下のような意見もあったことから、その他の意見として付記するものです。

(1) 議員報酬について

議長の報酬については、元々高水準であるため、副議長や議員とあわせて改定する必要はないのではないかと。現行どおり据え置きすることが適当ではないかと。

以上